



## 1 給付額

中小法人等：**上限20万円/月**      個人事業者等：**上限10万円/月**

※給付額 = 2020年（または2019年）基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

## 2 要件

2021年4月以降に実施される**国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置**に伴い、以下の①または②により、2021年の**月間売上が50%以上減少**していること

①対象措置が実施される地域で休業等の飲食店と直接・間接の取引があること

### 【申請におけるポイント】

**県内の直接取引事業者（食品加工・製造、食器・調理器具販売、清掃等）、間接取引事業者（卸・仲卸、問屋、農協・農業者等）は対象となり得ます。**

②対象措置が実施される地域における**不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと**

### 【申請におけるポイント】

**県内の旅行関連事業者（飲食・宿泊、土産物店、バス・タクシー等）、旅行関連事業者等へ商品・サービス提供を行う事業者（食品・加工、広告等）は、対象となり得ます。**

## 3 申請方法等

【事前確認】 申請前に、登録確認機関で事前確認が必要  
県内の登録確認機関（商工団体、金融機関等）は月次支援金WEBサイトで確認してください。

【申請手続】 月次支援金WEBサイトまたは申請サポート会場より申請

【申請期間】 **4月分/5月分：2021年6月16日～8月15日**  
**6月分：2021年7月1日～8月31日**

## 4 留意事項

※申請期間は、原則、対象月の翌月から2カ月間

- ① それぞれの月において、**要件を満たせば月単位で支給**
- ② 都道府県による**対象月における協力金の支給対象事業者は、給付対象外**
- ③ 旅行関連事業者については、県内10広域すべてにおいて、**旅行者の5割以上が対象措置実施都道府県から来訪していることを確認済**

## 5 問い合わせ先

### (1) 月次支援金相談窓口

**0120-211-240** [IP電話等の場合：03-6629-0479（通話料あり）]

### (2) 長野県 産業・雇用 総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）

佐久：0267-63-3158	上田：0268-25-7185
諏訪：0266-53-6000	上伊那：0265-76-6829
南信州：0265-53-0432	木曾：0264-25-2228
松本：0263-40-1932	北アルプス：0261-23-6523
長野：026-234-9528	北信：0269-23-0219


### (3) 長野県よろず支援拠点（公益財団法人 長野県中小企業振興センター）

連絡先：026-227-5875

## 対象措置実施地域で休業等の飲食店と直接・間接の取引がある事業者の方

	給付対象事業者（例）	【提出書類】	【保存書類】 (申請時の提出は不要)
直接取引事業者	<p><b>(食品加工・製造事業者)</b> 惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者 等</p> <p><b>(器具・備品事業者)</b> 食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等</p> <p><b>(サービス事業者)</b> 接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 等</p>	<p>①確定申告書類</p> <p>②対象月の売上台帳等</p> <p>③履歴事項全部証明書 (本人確認書類)</p> <p>④通帳の写し</p> <p>⑤宣誓・同意書</p> <p>⑥その他事務局が必要と認める書類</p>	<p>対象措置の影響を受けた飲食店との反復継続した取引を示す「<b>帳簿書類及び通帳</b>」</p>
間接取引事業者	<p><b>(流通関連事業者)</b> 業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者 等</p> <p><b>(飲食品・器具・備品等の生産者)</b> 農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等</p>		<p>①直接取引事業者との反復継続した取引を示す「<b>帳簿書類及び通帳</b>」</p> <p>②直接取引事業者を經由して、<b>対象措置の影響を受けたの飲食店に届いていることを示す書類</b></p>

## 対象措置実施地域の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた事業者の方

	給付対象事業者（例）	【提出書類】	【保存書類】 (申請時の提出は不要)
個人向けサービス提供者	<p><b>(旅行関連事業者)</b> 飲食事業者（飲食店、喫茶店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興行場、興行団等）、小売事業者（土産物店等） 等</p>	<p>①確定申告書類</p> <p>②対象月の売上台帳等</p> <p>③履歴事項全部証明書 (本人確認書類)</p> <p>④通帳の写し</p> <p>⑤宣誓・同意書</p> <p>⑥その他事務局が必要と認める書類</p>	<p>①個人顧客との継続した取引を示す「<b>帳簿書類及び通帳</b>」並びに「<b>商品・サービスの一覧表、店舗写真、及び賃貸借契約書若しくは登記簿</b>」</p> <p>②所在市町村が<b>旅行者の5割以上が対象措置実施都道府県内から来訪していることを示す統計データ</b>（V-RESAS等）</p> <p> <b>長野県は全域で対象となります</b></p>
	<p><b>(その他事業者)</b> 文化・娯楽サービス事業者（映画館、カラオケ等）、小売事業者（雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、接骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業等） 等</p>		<p>①個人顧客との継続した取引を示す「<b>帳簿書類及び通帳</b>」</p> <p>②対象措置実施都道府県の個人顧客と継続した取引を行っていることが分かる、「<b>顧客データ・顧客台帳</b>」又は、「<b>自ら実施した顧客調査の結果</b>」</p>
法人向けサービス提供者	<p><b>(上記事業者へ商品・サービス提供を直接・間接に行う事業者)</b> 食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者 等</p>	<p>①<b>直接・間接の販売・提供先が上記事業者であることを示す書類</b>（販売・提供先の商品・サービスの一覧表やHPなど）</p> <p>②上記事業者と<b>直接・間接に反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」</b>等</p>	